

女性労働と子どもの人権の視点からみた 家族の変容と福祉国家

—フィンランドの事例研究—

高 橋 瞳 子

はじめに

1. 家族規範と家族政策モデル
2. 家族の変容
 - (1)未婚カップルと婚外子
 - (2)ニューファミリーとその行方
3. 家族政策の展開と女性労働
 - (1)家族政策の展開と福祉国家の拡充
 - (2)育児支援策の多元化
4. 子どもの人権と福祉国家

おわりに

はじめに

本稿は、フィンランドにおける家族の変容について理解を深め、近年の子ども家族のための家族政策の展開を論じ、福祉国家における女性労働の社会的意義と子どもの人権の位置付けについて考察することを目的とする。フィンランドは、税収入を主要財源として市民生活を手厚くサポートする高負担高福祉型の北欧型福祉国家であり、その社会保障制度は、所得の再分配と社会サービスを主軸としている¹⁾。社会サービスは保育サービスと高齢者介護サービスとから成り、市民一般を利用者とする点で、特定の問題群や社会的弱者への救済と対応としての社会福祉サービスよりもさらに普遍的である。育児支援の社会サービスの拡充の要因としては、1960年代以降に母親たちが労働市場に正規労働力として定着し、仕事と家庭の両立のための社会的支援の必要性が高まったことが指摘できる。女性労働がもはや一部の低所得層にとどまらず、幼児の母親にまで浸透していったことで、社会サービスとしての保育への需要が高まり、新たな労働力を必要とするようになった。現在では、子ども家族への社会的支援としての家族政策は、所得の再分配による経済的な生活保障、出産・育児休業制度、保育サービスを充実させている。なお、フィンランドでは、子ども家族とは、18歳未満（未成年）の子どもを構成員に含む家族を指す。

一方、家族政策の対象となる「家族」そのものは60年代から70年代にかけて大きく変貌

し、核家族化や小規模化が進行するとともに、事実婚カップルや単親家庭、ニューファミリー（再婚家族）が定着し、離別・離婚も増えている。結婚制度に基づく旧来の家族規範からは、今日のフィンランドの家族のありようを語り尽くすことは困難になっている。家族の変容は、フィンランドや他の北欧諸国にとどまらず、アメリカをはじめとして先進諸国において繰り返し議論されてきた。家族とは何かという問いに答えることすらもはや容易ではない。さらに、家族についての問題意識や視点そのものも、福祉国家や家族政策のありようを反映し、社会によって異なる。家族の人間関係の問題を中心に家族研究を展開してきたのは、主にアメリカの家族社会学の伝統とされる²⁾。北欧諸国では、家族政策論の最大の関心事項は家族と福祉国家の関係であり、これは、北欧型福祉国家が個人の私的領域である家庭生活の隅々にまで家族政策を通じて深く浸透し関与していることを物語っている³⁾。

フィンランドでは、子ども家族のための家族政策は、80年代半ばから90年代にかけての改革の結果、自治体保育サービスと自宅育児手当制度を中心に、選択の自由を実現し多元化を遂げた。連立政権を構成する政党間の力の駆け引きにおいて、ジェンダー役割についての見解の相違は、両論併記の形で妥協が図られ家族政策に盛り込まれたのである⁴⁾。85年に法制化された自宅育児手当は、制度としてはジェンダー中立であるが、実際に受給者の大多数を占めるのは母親（育児休業中または失業中）であり、働く母親への支援として70年代前半から整備されてきた自治体保育サービスとは、女性労働とジェンダー観において対立する要素を含んでいる。自宅育児手当の導入とともに、自治体保育サービスの利用について子どもの主体的権利として新たな位置付けが行なわれ、96年には、これが学齢前の子どもにまで拡大された。したがって、政策形成において育児や保育について一つの合意に向けての妥協が図られたのではなく、見解の相違が維持されたことで子どもの親にとって家族政策上の選択肢が増え、それとともに、子どもの人権の強化も制度に書き込まれていった。それでも、子どもにとっての最善や親のあり方をめぐって、根本的なイデオロギー対立が解消されたわけではない。たとえば、児童福祉の一環として公権力が子ども家族に介入する家族保護については、その是非について近年議論が再燃しており、福祉国家と家族・個人との関係を子どもの人権の視点から新たに問い合わせ直そうとしている。「小さな市民たち」が、どの程度個人としての尊厳を認められ人格や人権を尊重されているかどうかは、その社会の成熟度を示すバロメーターでもある。

1. 家族規範と家族政策モデル

家族形態の多様化や離別・離婚の増加等についての議論は、ともすると家族関係の流動性が高まり個人レベルでは家族規範からの解放が進んでいるかのような印象を与えがちである。しかし、結婚制度と連携した性道徳規範が緩和されたという変化をもってして、直ちに旧来の家族規範が消滅したと結論付けることはできない。ジェンダー規範を一例として考えてみても、家族規範は明らかに存在し続けている。子どもの世話をするのは誰が最も適任かという問い合わせについては、公式見解は「両親」というジェンダー中立性を保つてはいても、実際に産後の両親休業や育児休業の諸制度を利用しているのは大半が母親である。つまり、「育児は両親の役目であり、父親は、授乳（母乳）以外ならば育児に必要なことは何でもできる」⁵⁾はずであるが、「男性は、出産立ち合い、育児、家事、保育所のクリ

スマスパーティーへの参加を求められてきたが、女性そのものになるような変化を要請されることはない」⁶⁾のである。

ところで、家族規範との関連において、今日の北欧諸国における親子間の扶養義務とは、親（または保護者）と未成年の子どもの関係において生じるもので、成人した子どもは法律上は高齢の親について扶養義務は負わない。成人（18歳以上）の個人の間には通常は扶養義務は生じない。法律改正によって成人の子どもが親に対して負う扶養義務が解消されたのは、スウェーデンでは56年、ノルウェーでは64年、フィンランドでは70年のことである⁷⁾。扶養についての家族規範の変化は、三世帯以上の複合家族の消滅という家族形態の変化とも関係している。60年代以降の北欧の世帯状況からすれば、高齢者が成人した子どもの家族と同居することはほとんどなく、母親たちが働きながら子どもだけでなく同居している高齢家族も世話をすることの多い状況は稀である。また、北欧を含むヨーロッパ諸国における家庭責任（family obligations）についての議論においても、主要な課題は子育てと仕事との両立である⁸⁾。

子ども家族についてのジェンダー規範は、カップルだけでなく親子の関係のあり方を規定する。ジェンダー規範は、社会慣習と法制度の複合として家族にはたらきかけ、家族責任を通じて個人を社会的関係へと結びつけるのである。法律上の扶養義務は、そうした家族責任を追認しているに過ぎない。また、個人は、規範からのはたらきかけの対象として受動的な存在にとどまるのではなく、規範を解釈する能動的な主体である。解釈とは、テクストの読み手が、言説の中に位置付けられたテクストの意味や関連を絶えず探究し、テクストの多義性を明らかにすることである⁹⁾。家族は、形態がいかに変化しようとも、規範と個人とがはたらきかけ合う場であり続け、文化の装置としての意義を喪失することはない。本論の研究アプローチは解釈学的な言説分析であり、福祉国家は言説の複合体（discursive construction）として捉えられ、家族政策は、福祉国家が依拠する規範の継続性と変遷を具現するものと位置付けられる。

ジェンダー規範は、家族政策の特質を福祉国家論との関連において考察する上で有効な指標である。Diane Sainsburyは、福祉国家レジーム論の批判的検討において、レジーム（regimes）をルールや規範の複合体として理解し、ジェンダー・レジームがジェンダー関係についてのルールや規範から成り立ち男女に任務や権利を割り振り、ジェンダー政策レジームは政策形成に影響するルールや規範に基づく論理であると主張している¹⁰⁾。ジェンダー政策レジームは、男性の稼ぎ手、ジェンダー役割分離、ジェンダー役割シェア、という3つの類型に分かれ、ジェンダー役割シェアの類型は、るべき男女の関係は役割や責任を分かち合い同等の権利に至るものと考える点で、他の類型とは根本的に異なる¹¹⁾。北欧諸国は、このジェンダー役割シェアの類型を代表している。ジェンダー政策レジームの枠組みによって、社会サービスを含む家族政策において、ジェンダー規範がどのように解釈・表徴・再生産されるかという課題を議論することができ、福祉国家レジーム論の射程にジェンダーと社会サービスを収める可能性が開かれる。

Anne Lise Ellingsætterは、北欧では、仕事と家庭の両立にともなって生じる緊張が国家の家族政策でもって緩和されているとし、こうした家族政策のモデル形成のために、育児の時間、育児のためのお金、保育サービスという3つの主要な要素を指摘している¹²⁾。これらの要素は、各国の福祉国家政策においてさまざまに組み合わされ、どの要素に重点が

置かれるかは、ジェンダー関係やジェンダー観の変容を反映しつつ時とともに変化する。政策は労働市場の構造と文化への反応であり、政治における合意、対立、妥協を経て形成され、さらに時を経て再形成されていく¹³⁾。家族政策モデルについてのこうした理解を基に、以下では、まず、フィンランドで家族のありようや規範がどのように変化したかを概観し、家族政策の展開については、60年代以降の女性労働への支援と、80年代半ばから90年代後半にかけての子どもの人権の強化という二つの側面から論じる。さらに、社会福祉としての児童保護について検討し、家族政策としての社会サービスと共に存している社会福祉の意義を子どもの人権の視点から論じる。

2. 家族の変容

(1) 未婚カップルと婚外子

20世紀初頭のフィンランドでは、未婚で同居しているカップルは俗に*susipari*「狼のカップル」と呼ばれていた¹⁴⁾。教会が住民台帳を管理していたという歴史的背景から、子どもの出生について嫡出かどうかが厳密に区別され、婚外子についても*lehtolapsi*（私生児）などさまざまな差別的な呼称が用いられていた。30年代には、教会関係者をはじめとする保守派は、性道徳と婚姻・家族生活に対する教会の統制力を維持すべく、「非合法的な同居生活」を犯罪とするための動議を発動した¹⁵⁾。これを受けて議会が34年に設置した調査委員会は、*avoliitto*（未婚で同居しているカップル、cohabitation）は社会階級の問題と位置付け、労働者階級を中心として、資力に乏しいために救貧事業の対象となる人々の家族形態であると報告している¹⁶⁾。こうした未婚カップルへの蔑視の根底には、経済力のない者は家庭を持つべきではないという考え方があった。*avoliitto*は、合法的な婚姻関係からの逸脱として、反社会的で法の秩序にも敵対する行為とみられていた。しかし、実際には、政府の対応としては調査報告の域を出ることはなく、犯罪化への法律上の手続きに踏み切ることもなかった。

40年代のフィンランドでは、新生児のうち婚外子の割合は約6%でしかなく、50年代でも4%強にとどまっていた。婚外子や未婚の母、母子家庭は規範からの逸脱として児童・家族保護（社会福祉）の対象とされた。60年代以前には、婚外子や母子家庭への社会

表1 類型別にみたフィンランドの家族の現況（1999年末）

家 族 類 型	家 族		未 成 年(0-17歳)の 子 ど も を 含 む 家 族		学 齢 前(0-6歳)の 子 ど も を 含 む 家 族	
	合 計	割 合 (%)	合 計	割 合 (%)	合 計	割 合 (%)
合 計	1,397,660	100.0	619,641	100.0	296,041	100.0
既婚カップル／子どもなし	427,138	30.6	—	—	—	—
未婚カップル／子どもなし	155,476	11.1	—	—	—	—
既婚カップル／子どもあり	526,257	37.7	497,234	65.9	191,706	64.8
未婚カップル／子どもあり	99,922	7.1	92,819	15	62,516	21.1
母親と子ども	160,157	11.5	103,872	16.8	39,524	13.4
父親と子ども	28,710	2.1	14,716	2.4	2,295	0.8

（割合（%）の数値については、端数が四捨五入されているので合計が100.0とならない）
出典：*Statistical Yearbook of Finland 2000*, p. 96.

的偏見が根強く残っていたのである¹⁷⁾。しかし、60年代以降の急速な都市化とともにあって、社会の変容が家族のありようにも大きな変化をもたらしたと考えられる。この時期、社会批判の言論や市民運動の盛り上がりもあり、旧来の家族・性道徳規範も全面的に見直されることになる¹⁸⁾。70年代以降、avoliittoは、もはや低所得者が経済的事情等から結婚に踏み切れずにやむなく選ぶものではなく、都市部の高学歴カップルが自発的に選択する生活形態になり、婚外子も増加していった¹⁹⁾。こうして、未婚の狼たちは、絶滅するどころか今日では家族形態の1つとして市民権を得ている。

ただし、家族統計において、未婚カップルの存在が家族のカテゴリーとして認識されるようになったのは、90年以降のことである。それ以前には、家族統計上は既婚カップルだけが家族とみなされていた。未婚カップルについては、70年代からはサンプル調査に基づく推定が行なわれており、70年には世帯を共にするカップル全体の約3%が未婚であったとされる²⁰⁾。未婚カップルは、公認された関係である点で既婚カップルと同等であり、社会生活上肩身の狭い思いをすることはない²¹⁾。社会保障においても、未婚カップルは、未亡人年金を除き、既婚カップルと同じ待遇に置かれる²²⁾。現在では、子どもの出生をめぐって婚外子かどうかが道徳的に問われることはほとんどない。97年には、出生100件につき約3分の1は婚外子であり、婚外子は第1子の半数以上、第2子の約3分の1、第3子の約4分の1を占めていた²³⁾。近年は、第1子誕生後に結婚の手続きに踏み切るカップルも多い²⁴⁾。子どもが婚外子として生まれても、父親の認知によって既婚カップルの子どもと同等の法的地位が保障される。

さらに、現在のフィンランドでは、70年代とは違って、未婚カップルの是非についてとりたてて議論する必要がなくなっているようだ。Riitta Jallinojaはフィンランドにおけるカップル観について興味深い研究を発表している。Jallinojaによれば、結婚は、50年代から60年代にかけては社会の慣習として自明の制度とみなされていたが、90年代では個人の選択の結果として結婚を選んだ者自身にとって自明とされる。今や結婚は、社会慣習の踏襲というよりも、むしろ個人が意図的に選択したこととして位置付けられている。インタビューに応えた若者たちの大半は、自らは未婚のカップル関係にありながらも一生未婚のままでいようとは考えていない²⁵⁾。こうしたカップル観は、婚姻状況別の人口分布からも読み取ることができ、40歳以上の年齢グループでは何らかの形で結婚の経験がある者が大半を占めている。

表2 婚姻状況別にみた25-59歳人口の分布（%、1999年末）

年齢グループ	未婚	結婚	離婚	配偶者死去
25-29歳	69.1	28.3	2.6	0.1
30-34歳	46.2	46.9	6.7	0.2
35-39歳	32.8	55.7	11.1	0.4
40-44歳	24.2	60.0	15.0	0.8
45-49歳	17.8	62.9	17.7	1.6
50-54歳	12.8	66.2	18.2	2.8
55-59歳	10.5	67.9	16.6	5.0

出典：Statistical Yearbook of Finland 2000, p. 52.

ところで、増加したのは未婚カップルや婚外子だけではない。離婚率の高さからしても、フィンランドは他の北欧諸国と並んで世界のトップクラスにある。70年に結婚したカップルのうち3分の1はすでに離婚し、96年に結婚したカップルについては約半数が離婚に至ると予測されている²⁶⁾。それでも、フィンランドの家族について解体あるいは崩壊しているなどと断定するのは短絡的であろう。離婚や離別を経て、大半の者がまた新たなパートナーや家庭を求めて再出発に踏み切っていく。Jallinojaが指摘するところでは、カップル関係と親子関係の共存と競合についてみれば、フィンランドの家族は、カップル関係を重視する傾向が強く、ロマンティック・ラブに依るカップル関係を出発点とする近代の核家族の典型ともいえる。また、家族のあり方が多様化していく中で、カップルが婚姻届を出しているかどうかという形式よりはむしろ、どのように実際の家庭生活が営まれるかといった質の問題に一層の関心が寄せられる。このように、旧来の性道徳規範がほとんど社会的拘束力を持たず、カップル関係の問題のために家族が離散せざるを得ないケースも珍しくない状況下では、子ども家族への社会的な支援としての家族政策はより大きな意義を持つ。

(2) ニューファミリーとその行方

離婚の増加、ニューファミリー、未婚カップル、同性カップルなど、家族の形態も多様化すれば、「夫婦と子どもから成る家族」といった従来の核家族の家族概念では対応しきれなくなる。こうした状況において、ニューファミリーへの社会的関心も高まり、フィンランドでは90年代から家族政策や家族関係の分野において研究が進められている。ニューファミリー(*uusperhe*)という言葉は、法的概念ではないが、日常よく用いられ意味する内容にもかなりの幅がある。ニューファミリーは、配偶者／パートナーとの離婚、離別あるいは死別の後に新たに形成される家族関係である。例えば、98年には結婚したカップルのうち31%は、少なくともいずれか一方の配偶者が離婚経験者であった²⁷⁾。子ども家族の内訳からみれば、90年代には核家族の割合が漸減（90年79%、98年74%）した反面、単親家族の割合が漸増したが（90年14%、98年19%）、ニューファミリーの割合は90年代を通じて7%で安定している²⁸⁾。ニューファミリーのカップルのうち既婚は約43%、残りは未婚である²⁹⁾。

ニューファミリーを広義にとらえるならば、その背景にパートナーや配偶者のいずれかまたは双方が過去にカップル関係の終結や崩壊を経験しており、それらを踏まえて新たに形成されたカップル関係と理解される³⁰⁾。これは、子どもの存在よりもカップル関係を中心とした見方である。子どもを中心としてニューファミリーを把握するならば、義理の父・母・子という非血縁関係と血縁関係について多様な組み合わせが示唆される。フィンランド統計センターは、ニューファミリーを「未成年の子どものすべてがカップル双方の実子ではない子ども家族」と定義し、2000年版統計に新規項目として加えている。この定義は、カップル関係と未成年の子ども双方について配慮したものである。

新しいパートナーと子連れで生活を共にする家族は、既婚にせよ未婚にせよ現在では何ら目新しいものではない。その意味ではニューファミリーという名は不適切であるかもしれない。それでも、再出発に踏み切る当事者たちにとっては新しい家庭生活であるという点では、「ニュー」ファミリーであることには変わりはない。また、ニューファミリーは、カップルの実子を排除するものではないが、実子以外の未成年の子どもを含み得ることを

特徴とし、親子の血縁関係を前提としてきた従来の核家族概念とは合致せず、この意味で、新しい家族関係のあり方を提示しているともいえる。家族政策との関連では、社会保障給付の支給の可否は、未婚のニューファミリーが核家族と同等とみなされるか否かにかかっている。社会保障との関係において家族とはどのような集団を指すのかという基本的な問題については、政府内でも議論が続いている。90年代前半の政府の報告書の中には、家族とは冷蔵庫を共有する人々だという冷蔵庫説を発表したものもある。実際の社会保障の運用では、家族の定義につきまとう困難を回避しつつ、世帯として居住を共にしているかどうかが家族給付についての基準とされている。

3. 家族政策の展開と女性労働

(1) 家族政策の展開と福祉国家の拡充

20世紀初頭のフィンランドでは、救貧対策としては、自治体をはじめとする公の政府が切迫した貧困には経済的支援によって対処し、児童・家族保護としては、民間の慈善・ボランティア団体が中心となって子ども、家族あるいは障害児・者を援助するといった役割分担があった³¹⁾。当時、フィンランドの救貧事業は、リベラリズムの影響を強く受け、個人の自己責任を強調し、公の支援は必要最小限にとどめようとする傾向にあった。これに対して、児童・家族保護では、家庭生活の問題は主として労働者階級の問題と考えられたが、教育や訓練によって克服できるという発想から、中産階級の家族をモデルとして啓発活動に重点が置かれていた。20世紀前半のフィンランドでは、家族政策上の家族モデルは、都市中産階級の核家族であり、妻は家庭に夫は仕事にという男性を稼ぎ手とするジェンダー政策レジームに対応するものであった³²⁾。こうした家族モデルでは、女性にとって結婚こそが経済基盤を保障する唯一の手段であり、経済的な事情によるやむを得ない結婚からの解放の希求は、恋愛結婚を至上とする考え方につながるものでもあった³³⁾。

一方、20世紀前半の欧米諸国では人口政策が盛んに議論され、戦間期のヨーロッパでは出生率の低下による人口危機説が流行していた。フィンランドでは、スウェーデンのGunnar Myrdalがフィンランドの総人口について400万人に達することなく減少傾向に転じるという予測を発表して以来、人口政策への社会的関心が高まった。41年に設立された人口連合Vaestoliittoは、最初の活動として、母の日の広報に務め母性や母親の使命の重要性を社会にアピールし家族の意義を強調した。30年代から40年代にかけては女性の特性としての母性が強調される傾向にあり、人口連合もそうした世論の趨勢を反映していた。人口連合に代表される家族イデオロギーによれば、家族は秩序ある社会の基本単位であり社会の基本構造をなすが、最も重要なのは社会全体であって、家族福利の向上はその目標のための手段とされる³⁴⁾。人口連合は、出生率の向上を目標として、保健指導を中心とした母性・児童保護や、不妊カウセリングや健全な結婚生活のための啓発に積極的に取り組んだ³⁵⁾。40年代に入り、30年代の人口政策論の流行は過ぎ、母性保護と児童手当を中心とした家族政策が展開されていく³⁶⁾。家族政策の歴史的展開については、表3のとおり。

子ども家族を支援する各種のサービスが確立していく過程を長期的に捉えれば、民間団体のイニシアティブで開始されたものが後に公の社会サービスとして定着するといったパターンが指摘できる。たとえば、母親・育児相談（保健指導やカウンセリング）事業は、20世紀初めに民間ボランティアが始めたもので、44年の法制化によって自治体が実施主

表3 フィンランドの家族政策の歴史的展開一覧

年	家族政策に関する法制度上の主要な出来事
1920	子ども扶養控除(低所得層を対象、24年からは所得制限撤廃、94年廃止)
1932	児童保護法
1937	母親手当に関する法律(低所得層の母親、49年からは所得制限撤廃)
1943	家族追加手当(低所得かつ子どもの多い世帯、74年まで)
1944	母親・育児相談所に関する法律
1948	児童追加手当法(16歳未満の子ども全員を対象)
1950	自治体ホームヘルパーに関する法律
1953	子ども家族への住居手当
1960	特別児童手当法(所得連動制、74年まで)
1964	母親休業(疾病保険制度改革、当初の休業期間は産前18日産後36日、以後拡大)
1973	自治体保育法(保育サービスについての自治体の責任の明文化)
1976	父親休業制度
1982	社会給付改革(日当金の支給額引き上げと課税対象化)
1985	3歳未満児の自治体保育への主体的権利の保障 自宅育児手当および育児休業に関する法律 母親休業制度は母親・父親・両親休業制度に変更
1989	児童追加手当法改正(毎月の支給に変更)
1993	住居手当の引き下げ
1994	家族手当制度改革(子ども扶養控除の廃止、児童追加手当の引き上げ等)
1995	児童追加手当引き下げ、両親日当金の最低額60mkに(自宅育児手当基本額に相当)
1996	自治体保育への主体的権利を学齢前(7歳未満)児童に拡大
1997	自宅育児手当制度の改正:民間保育手当の追加

出典: Anttonen, 1999, p. 94に基く。

体となり今日に至っている。公営の相談所の定着によって社会サービスが家庭生活に浸透し、子育てに関する悩み事相談では子どもの祖父母よりも専門家のアドバイスが尊重されるようになった。ホームヘルプ・サービスも民間団体のマンネルヘイム児童保護連合³⁷⁾が30年代に始め、50年に自治体の事業となった。ホームヘルプの対象は初め子ども家族に限定され、ホームヘルプは母親の病気や出産などの際に子どもの世話をすることを第一の任務とし、後に、働く母親のための病児保育も請け負うことになった³⁸⁾。ホームヘルプは、当初はメイドや家事手伝いといった補助的な存在ではなくむしろ家庭の主婦の代理と考えられていたもので、60年代の法改正によって高齢者や障害者へと拡大され、現在では高齢者が主要な利用者となっている³⁹⁾。

60年代以降の家族の変容は、結婚制度や性道徳規範の社会的拘束力が弱まっただけでなく、共働きが一般化し、子ども家族の前提となるジェンダー関係も変化したことを意味す

る。60年代には、母親たちが被用者として本格的に労働市場に吸収され、夫を仕事に送り出し家事や育児を担うといった専業主婦は、被用者として働く母親たちの支持を得られず姿を消していくことになる。今日のフィンランドにおいて、日本でいうところの専業主婦について説明しようとする際に、英語の*housewife*に近いフィンランド語の表現として*kotirouva*という言葉を用いてもうまく通じないことが少なくない。*Kotirouva*は、主に20世紀前半のフィンランドにおいて、経済的に家庭外で働く必要がなく家事や育児を担っていた妻たちを指す。彼女たちは、労働者階級の働く女性たちとは、ライフスタイルにおいて一線を画していた。50年代から60年代にかけての女性労働についての議論では、「働きに出ざるを得ない」という表現が頻繁に見受けられる。当時は幼い子どもの母親が働きに出ることは、女性の自己実現よりはむしろ経済的にやむを得ない状況あるいは貧困を示唆した⁴⁰⁾。

社会の共働き化の過程では、家族形態の変化だけでなく、産業構造が農業から製造業やサービス業へと基軸を移し労働人口の被用者化が進行し、経済発展によって生活水準も全体として向上し貧困問題が克服されていった中で、社会階層に生じた中流化も大きな意味合いをもつ。フィンランドでは、国民は皆自ら働き生活の糧を得て自立すべきだという労働観が、すでに19世紀末から支配的であった。当時、Johan Vilhelm Snellmanらオピニオンリーダーたちは、労働による自立の意義を唱える道徳観に共鳴し、経済的に自立した国民とは男性を指し、男性（夫）の収入でもって妻を含め家族全体の生計には十分であると考えた。これに対し、女性活動家たちは、さらにもう一步進んで、男性と並んで女性も働いて自分の生活について責任を果たす市民となるべきだという見解であった⁴¹⁾。後者の見解が実現したのは60年代以降である。

労働力需要の高まりを追い風として、母親たちは労働市場に進出し定着していったが、育児支援としての保育サービスについては、73年の自治体保育法を待たなければならなかつた。「国主導の社会政策に対する保守派の反発、被用者のための社会政策に対する第一次産業従事者の反発、従来から根強い母性イデオロギーの文化」⁴²⁾が絡み合い、自治体保育について与党間の合意が得られるまでには長い時間が費やされたが、この間にも、母親たちは働き続けていた。73年の保育法の意義は、保育事業が、社会的弱者を対象とする社会福祉事業につきまといがちなステigmaを脱して、子ども家族への普遍的な社会サービスとして新たに位置付けた点にある。*Sosiaalipalvelut*（社会サービス）という概念がフィンランドの社会政策の議論に定着したのは、60年代から70年代にかけてである。それ以前には、児童保護や保育事業は*sosiaalihuolto*（社会福祉事業）の一領域として特定の社会的弱者グループを対象とした。北欧の社会サービスは、日常生活において人々が自分や被扶養者のために必要とし自発的に利用する支援サービスであり、ステigmaから解放されたものである⁴³⁾。社会政策が、60年代の所得の再分配を中心とした展開から、さらに70年代以降の社会サービスの整備へと拡張したことで、フィンランドの福祉国家は、普遍的な社会サービスを通じて市民生活を総合的に支援する北欧型福祉国家へと拡充を遂げていった。

(2) 育児支援策の多元化

自治体保育サービスは、保育所と家庭保育（保育者の自宅における保育サービス）から成るが、80年代初めまでは、自治体保育の収容数が不足し、自治体保育所への入所にあたっては子どもの親の収入によって優先順位が付けられ、収入の多い世帯は実際には自治

体保育サービスを利用できなかった。当時の自治体保育サービスは、その目標とは裏腹に、一般市民のニーズに応える普遍的な社会サービスとはいえない実情にあった。このような状況下で保育法の改正を望む声が高まり、育児と保育の議論も再燃することになる。自宅育児手当の制度化について、与党は合意に近づいていったが、中央党（中道／第一次産業系）は一律同額支給を、社会民主党は支給額の所得連動制をそれぞれ主張し対立していた。85年に成立した「自宅育児手当に関する法律」は、基本的には中央党の主張に沿うものになった。中央党と社民党の綱引きは、85年の自宅育児手当制度の導入と同時に、自治体保育に関する子どもの主体的権利と就労者の育児権とが強化されたことに反映されている。自宅育児手当は、両親日当金の支給期間終了から最年少の子どもが3歳になるまで一律同額支給される。一方、保育法の改正によって、3歳未満の子どもについて、自治体保育サービスを利用する権利が子どもの主体的権利として新たに位置付けられた。さらに、母親・父親・両親日当金の支給期間の終了後子どもが3歳になるまでの間は、雇用関係を中断せずに育児休業を取得する権利が就労者に保障されるようになった。

自宅育児手当制度は、自治体の保育サービスを利用せず自ら子どもの世話をする者に一定の補償金を支給するといった補償の思考とも合致する点で、80年代のフィンランドの社会政策に生じた変化を端的に物語っている。補償の思考の特徴は、インフォーマル・ケアを公が支援し、ケア制度の多元化によって選択の自由を実現しつつ、社会サービス供給にともなう公の経費負担に歯止めをかけようとする点にある⁴⁴⁾。ジェンダー政策の視点からすれば、自宅育児手当は、「母親役割を強調する母性主義者たちの戦略」⁴⁵⁾でもある。この制度は一見ジェンダー中立でありながら、取り立てて男性（父親）の育児参加を奨励する施策ではないため、結果的には乳幼児の傍には母親がいるべきというジェンダー規範が助長・再生産されやすい。Jorma Sipiläは、戦後のフィンランドの政治文化の特徴として農村部人口と女性の影響力の強さに注目している⁴⁶⁾。農村部を主要な支持基盤とする中央党は、戦後長く与党として連合政権に参加し続けてきた⁴⁷⁾。同党は、支持層の女性の政治参画を進め彼女たちの要望を政策に反映させれば党全体の支持も増えることを早い時期から見抜き、自営で働く母親たちの権益を党戦略の中に組み込んだのである。左派政党が、被傭者として働く母親たちのために自治体保育サービスの充実に取り組んできたのに対し、中央党は自営農家の働く母親たちへの社会的支援として自宅育児手当の導入を一貫して主張してきた。

自宅育児手当の実現は、中央党の根強い政治的影響力を物語っているが、この制度が中央党の支持層だけでなくさらに広範な支持を得ていることも看過できない。自宅育児手当制度は、単なる古き農耕社会への懐古ではなく、仕事と子育ての両立からさらに子育てを重視しようとするフィンランドの今日的な規範にも合致しやすい。つまり、女性労働に優しい（gender-friendly）福祉国家からジェンダーを超えて家庭に優しい（family-friendly）福祉国家へという規範の変化が示唆されているのである。さらに、後者は、明らかに、子どもに優しい（children-friendly）福祉国家を目指そうとしている。子どもと過ごす時間、育児のためのお金、保育サービスという共働き支援の家族政策モデルからすれば、フィンランドの家族政策では、経済的な保障と社会サービスの充実を経て、子どもと過ごす時間への関心が一層強まっているともいえる。

4. 子どもの人権と福祉国家

上述のように、普遍的な社会サービスが拡充され、家族政策が多元化を遂げていった反面、経済面や家族関係について問題を抱え、保護者以外からの支援や保護を必要とする子ども家族も存在し続け、児童福祉としての社会福祉も存在意義を失ってはいない。子どもの人権尊重を確保しようとする児童保護において、福祉国家は、必要ならば家族関係への介入も辞さない。児童保護は、子どもにとっての最善と家族中心主義とを基本とし、関連の社会福祉サービス（家庭内ケア、家庭外保護、里親など）の実施については、自治体が責任を負っている。90年代を通じて、児童保護サービスでは、全体の件数の増加とともに、サービスの重点が施設サービスから家庭内ケアや里親ケアに移っている。

家庭外保護（*huostaanotto*）は、問題を抱える家族に対する公権力の介入としてもっとも極端な形態である。家庭外保護では、子どもの両親（または保護者）の合意に基づいて自治体が子どもの生活について決定し、子どもの居住場所などについて、両親の決定権に制限が加えられることになる。また、当事者の意思に反する強制保護では、両親（または保護者）あるいは子ども自身が家庭外での保護を拒否する場合、保護についての決定は県の裁判所に求められる。緊急の家庭外保護は、即刻子どもを家庭外に保護する必要がある場合に14日間を上限として行なわれ、これを継続するかどうかの判断は14日間ごとに行なわれる。このような家庭外保護に対して、オープンケア支援事業は当事者の自発性に基づくもので、子どもについての決定権は両親（または保護者）にある⁴⁸⁾。児童保護法（*lastensuojelulaki*）は、家庭外保護の対象となった子どもへの事後ケアについて明確に定めている。家庭外保護そのものは子どもが18歳に達した時点で終了するが、自治体は、家庭外保護を受けた者が21歳になるまで事後ケアを行なわなければならない。この事後ケアは、子ども本人への励まし、必要な時に相談にのる支援者やその他のセラピー、教育や職業訓練によって、当人が社会人として自立できるようにすることを目標とする⁴⁹⁾。

97年には、家庭外保護を受けた子どもの数が、前年比で600人以上急増し2,112人にも上り、社会の注目を集めることになった。これらの保護のケースの半数以上が都市部で発生している。家庭外保護以外にも、オープンケア支援事業や里親ケアによって本来の家庭の外に置かれることになった子どもの数は、97年には合計11,700人にも及び、このうち4,700人が新規のケースであった。このように、家庭外で育てられることになった子どもの数は、93年以来増え続けてきたが、97年にはとりわけ大きな増加が目立った。97年以前であれば、年間の新規の家庭外保護は約1,500件にとどまっていた⁵⁰⁾。その後、保護件数は再び落ち着きを取り戻しているが、97年の家庭外保護の急増の原因については専門家の意見は一致していない。

このような家庭外保護の急増と関連して、90年代前半の経済不況時の福祉見直しの影響が児童保護へのしわ寄せとして表れているのではないかという指摘もある。実際、90年代前半には、フィンランドの福祉国家は、不況と大量失業という経済事情に加えて、中道・保守系政党が政権を担当したという政治的な事情のために、社会保障支出の抑制を迫られた。70年代末から80年代末にかけて他の先進諸国では福祉国家の危機が叫ばれていた頃、フィンランドでは福祉国家の充実期を迎えていた。そのため、フィンランドで福祉国家の危機について真剣な議論がかわされるようになったのは、90年代初頭以降である。福祉国

家の危機説と同時に貧困の問題も改めて問われるようになった。90年代後半にかけても、自治体レベルでもさまざまな形で福祉の見直しや人員削減が行なわれてきており、90年代前半の不況がフィンランド社会にどのような爪痕を残していったかということが、児童福祉に限らず、福祉全般についても繰り返し議論されてきている⁵¹⁾。この意味で、児童保護（家庭外保護）件数の急増という現象は、フィンランドの福祉言説では、不況下の福祉切り詰めの代価という論点と結びつきやすいものでもあった。確かに、90年代には社会保障関係費や福祉部門経費の切り詰めから問題家庭への支援体制に係わる人員（家庭問題カウンセリングのための相談員など）が削減され続け、家庭外保護に至らないための早期の支援が手薄になっていた。

家庭外保護が子どもの両親の了承に基づくものであるのに対して、強制保護は両親の意に反して行なわれる。家庭という個人の領域に対する福祉国家の強圧的な権力の発動である。90年代後半以降、フィンランドでは、強制保護を受けた子どもについて親権を主張し公の保護から子どもを取り戻そうとする親が、フィンランド政府を相手取って欧州理事会の人権問題委員会に訴えをおこすケースも出てきている。フィンランドは95年初頭から欧州連合のメンバー国であるが、フィンランドの福祉国家が児童保護のために行なった強制保護の是非が欧州理事会の人権問題委員会で審議されるケースが97年には9件発生している。また、同様のことがスウェーデンについても起こっており、スウェーデンのケースでは、欧州理事会の人権問題委員会はスウェーデン政府側に子どもの両親に対して補償金を支払うよう命じる決定を下している。90年代のフィンランドの児童保護の展開では、家庭外保護に至るようなケースでも、強制保護よりはそれに替わるオープンケアなどによって、できるだけ子どもの両親の希望と公の児童保護の趣旨が両立するように、解決策を模索する方向が主である⁵²⁾。

政府（福祉国家）を相手取って強制保護を不服とする両親の訴えが欧州人権問題委員会にまで及んだのは、フィンランド国内の家族保護中央連合（*Perheensuojelun keskusliitto*）の支援とイニシアティブによるところが大きい。同連合によれば、強制保護によって公権力が子どもを両親から引き離した際、強制保護の後にどのように家族を再統合するかといった目標や子どもと両親にどのような支援を行なうかといった点について具体的な計画がなかったとされる。訴えの中で、子どもの両親が不服としたのは公権力の側が子どもと親の連絡を妨げ家族の絆を損なったという点であった。

今日、家庭外保護については、フィンランド国内に根深い意見対立が存在している。一方では、問題を抱える家庭に対して両親の同意のもとでのオープンケアを長期にわたって行なうのは、かえって子どもの素行問題が悪化することになるという指摘がある。他方、家族はいかなる理由があっても離別させてはならないという考え方もある⁵³⁾。かつては、フィンランドにおいても、国民国家を福祉国家の基本的な枠組みとして、福祉国家が専権的に社会福祉政策を決定し実行することが当然視してきた。しかし、欧州連合への加盟（1995年1月）によって、こうした専権事項についてグローバルな視野から見直しが加えられ、社会福祉と家族政策を含め、福祉国家は社会の内部で進行する家族関係の流動化と同時に国民国家そのものへの問題提起としてのグローバル化への対応を迫られている。

おわりに

北欧型福祉国家の一翼をなすフィンランドは、20世紀後半、家族の変容とともに、共働き社会へと移行を遂げた。ジェンダー政策レジームからすれば、男性の稼ぎ手という類型からジェンダー役割シェアの類型へと、フィンランドは、60年代以降に一気にモデルチェンジをしたことになる。今日のフィンランドでは、家族関係の流動化が進んでいるが、育児をめぐる家庭責任については、女性労働との両立にとどまらず、むしろ、パートナーがどのようにジェンダー役割をともにシェアするかという課題が提起されている。自治体保育サービスは、母親たちの被傭者化が進行した中で、70年代初めには社会福祉としての児童福祉の域を抜け出て社会サービスとして再定義された。フィンランドの福祉国家にとって、社会サービスは保育サービスと高齢者サービスを主軸とし、所得の再分配と並んで市民生活への総合的な支援システムとして不可欠である。しかし、共働き社会ではあっても、フィンランドの政治文化では、従来からの社会階層をそれぞれ代表する主要政党が連合政権を形成するという伝統があるために、家族のありかたやジェンダー役割、とくに、子育てのありかたについては見解の相違の溝は深く、家族政策はこれを反映して、今日のように多元化に至っている。一方、子どもの人権擁護としての児童保護も、今まで、その社会的意義を維持している。公権力の家族関係への介入は、子どもにとっての最善や家族の絆についての解釈をめぐって、福祉国家と家族／個人との関係についての議論には終止符が打たれることはない。

注

- 1) Sipilä, Jorma et al., "A Multitude of Universal, Public Services—How and Why Did Four Scandinavian Countries Get Their Social Care Service Model?" *Social Care Services: The Key to The Scandinavian Welfare Model*, Jorma Sipilä (ed), Aldershot: Ashgate, 1997, pp. 27-50.
- 2) Jaakkola, Risto & Säntti, Riitta *Uusperheitten lapset ja vanhemmat. Perheitten rakenne, toiminta ja talous*, Helsinki: Oikeuspoliittisen tutkimuslaitoksen julkaisuja, 174, 2000, p. 6.
- 3) Jaakkola & Säntti, *ibid*.
- 4) Forssén, Katja, Chirdren, *Families, and the Welfare State. Studies on the Outcomes of the Finnish Family Policy*, Helsinki: STAKES research report 92, p.22.
- 5) *Meille tulee vauva*, Helsinki: STAKES, 1994, p.39.
- 6) Anttonen, Anneli, *Feminismi ja sosiaalipoliitikka. Miten sukupuolesta tehtiin yhteiskuntateoreettinen ja sosiaalipoliittinen avainkasite*, Tampere: Tampere University Press, 1997, p. 195.
- 7) Sipilä et al., *op. cit.*, p. 33. デンマークでは、こうした扶養義務が法律で規定されたことがないため解消もない。
- 8) Millar, Jane & Warman, Andrea, *Family Obligations in Europe*, London: Family Policy Studies Centre, 1996.
- 9) Ricoeur, Paul, *The Conflict of Interpretations. Essays in Hermeneutics*, Evanston: Northwestern University Press (Originally published under the title *Le conflit des interprétations: Essais d'herméneutique* by Edition du Seuil in Paris in 1969), 1974[1985], p.13および Ricoeur, Paul, "What is a Text?" *A Ricoeur Reader: Reflection and Imagination*, Mario J. Valdés (ed), New York: Harvester Wheatsheaf (Originally published in 1970 under the title "Qu'est-ce qu'un text? Expliquer et comprendre," *Hermeneutik und Dialektik*, Vol. 2, pp. 181-200), 1991, p. 51.

- 10) Sainsbury, Diane, "Introduction," *Gender and Welfare State Regimes*, Diane Sainsbury (ed), Oxford, New York: Oxford University Press, 1999a, p. 5.
- 11) Sainsbury, Diane, "Gender and Social Democratic Welfare States," *Gender and Welfare State Regimes*, Diane Sainsbury (ed), Oxford, New York: Oxford University Press, 1999b, pp. 78-79.
- 12) Ellingsætter, Anne Lise, "Dual Breadwinners between State and Market," *Restructuring Gender Relations and Employment. The Decline of the Male Breadwinner*, Rosemary Crompton (ed.), Oxford, New York: Oxford University Press, 1999, p.41.
- 13) Ellingsætter, *op. cit.*, p.40.
- 14) Kartovaara, Leena, "Perhe," *Suomen Vuosisata*, Helsinki: Tilastokeskus, 1999, p.16.
- 15) ノルウェーでは、1902年の犯罪法により同棲は犯罪とされていた(72年に廃止)。Hatland, Aksel, "Changing family patterns: a challenge to social security," *Nordic Welfare States in the European Context*, Mikko Kautto et al. (eds.), London: Routledge, 2001, p.123.
- 16) Takala, Pentti, "Kohti postmoderia perhettä—perhepolitiikan muuttuvat käsitykset," *Sosiaalipoliittika 2017. Näkökulmia suomalaisen yhteiskunnan kehitykseen ja tulevaisuuteen*, Olavi Riihinne (ed.), Helsinki: WSOY, 1993, p. 588.
- 17) Pulma, Panu, "Kerjuuluvasta perhekuntoutukseen. Lapsuuden yhteiskunnallistuminen ja lastensuojelun kehitys Suomessa," Panu Pulma & Oiva Turpeinen, *Suomen lastensuojelun historia*, Helsinki: Lastensuojelun Keskusliitto, 1987, p. 229.
- 18) Jallinoja, Riitta, *Suomalaisen naisasialiikkeen taistelukaudet: naisasialiike naisten elämäntilanteen muutoksen ja yhteiskunnallis-aaeteellisen murroksen heijastajana*, Helsinki: WSOY, 1983, pp.170-171.
- 19) Takala, *op. cit.*, p.589.
- 20) Kartovaara, *ibid.*
- 21) 現職大統領Tarja Halonenも長らく未婚のままパートナーと暮らしていたが、そのために大統領選挙で不利を被ることはなく、むしろ、普通の女性として有権者(国民投票)から好感をもつて迎えられた。Halonenは、大統領就任後にパートナーとの結婚に踏み切った。
- 22) Hatland, *op. cit.*, p.124.
- 23) Korva, Marjo, "Yli puolet Suomen esikoisista syntyy avioliiton ulkopuolella," *Helsingin Sanomat* 紙(1999年1月18日付), internet: <http://www.sanomat.fi>
- 24) Kartovaara *op. cit.*: p. 16.
- 25) Jallinoja, Riitta, *Moderna säädyllisyys. Aviosuhteen vapaudet ja sidokset*, Helsinki: Gaudeamus, 1997, pp. 98-99.
- 26) Ritala-Koskinen, Aino, *Mikä on lapsen perhe? Tulkintoja lasten uusperhesuhteista*, Helsinki: Väestötutkimuslaitos, Väestöliitto, D38:2001, 2001, p.15.
- 27) Jaakkola & Säntti, *op. cit.*, p.15.
- 28) Jaakkola & Säntti, *op. cit.*, p.17.
- 29) *Statistical Yearbook of Finland 2000*: p. 97.
- 30) Keurulainen, Marita, *Elämää perheinä 1990-luvun Suomessa*, Vammala: Acta Universitatis Tamperensis 598, 1998.
- 31) Takala *op. cit.*, pp.580-581.
- 32) Jaakkola & Säntti, *op. cit.*, p.2.
- 33) Jallinoja, *op. cit.*, p.60.
- 34) Takala, *op. cit.*, pp.583-584.
- 35) Auvinen, Riitta, "Äitiysuojelusta perhekavatuksen," *Perheen puolesta. Väestöliitto 1941-1991*, Väestöliitto (ed.), Helsinki: Otava, 1991, pp.206-210.
- 36) Rauhala, 1996, p.113.
- 37) 1918年の内戦で白軍を統率し勝利に導いたCarl Gustav Mannerheim将軍(1867-1951)の呼び

掛けによって、20年に児童保護や労働者への生活啓発のために結成された民間団体。

<http://www.mll.fi/>参照。

- 38) Anttonen *op. cit.*, pp.18-19.
- 39) Rauhala *op. cit.*, p.109.
- 40) Anttonen, *op. cit.*, p.26.
- 41) Jallinoja, *op. cit.*, p.60.
- 42) Julkunen, Raija, "Suomalainen sukupuolimalli – 1960-luku käänneenä," *Naisten hyvinvointivaltio*, Anneli Anttonen et al. (eds.), Tampere: Vastapaino, 1994, p.195.
- 43) Sipilä, Jorma, "Introduction," *Social Care Services: The Key to The Scandinavian Welfare Model*, Jorma Sipilä (ed), Aldershot: Ashgate, 1997, p. 1.
- 44) Sipilä, Jorma, "Rahaa vai palveluja: järjestäisimmeko lapsille päivähoidoa vai vanhemmille avustusta?" Jorma Sipilä et al. *Sosiaalipalvelujen Suomi*, Helsinki: WSOY, 1995, p.192.
- 45) Anttonen, *op. cit.*, p.29.
- 46) Sipilä, *op. cit.*, p.193.
- 47) 同党の前身の*Maalaisliitto*（農民党）は1956-81年の長期にわたって大統領を務めたUrho K. Kekkonen (1900-86) を輩出した。
- 48) *Helsingin Sanomat*紙、1999年9月5日付。
- 49) *Helsingin Sanomat*紙、1999年9月5日付。
- 50) *Helsingin Sanomat*紙、1998年8月29日付。
- 51) 拙稿「テクストとしての福祉国家—フィンランド福祉国家の言説分析」, *IDUN*, Vol.14, 大阪外国语大学デンマーク語・スウェーデン語研究室, 2000, pp. 403-415.
- 52) *Helsingin Sanomat*紙、1997年6月14日付。補償金額は100,000FIM (約1,700,000円相当)。
- 53) *Helsingin Sanomat*紙、1997年6月14日付。

キーワード：女性労働 家族の変容 家族政策 子どもの人権 福祉国家

(Mutsuko TAKAHASHI)